



Press Release

山形労働局 発表
平成 28 年 10 月 24 日 (月)

報道関係者 各位

担 当	山形労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 布川 健一
	賃金指導官 久保田 幸信
	TEL 023-624-8224 FAX 023-624-8345

—山形地方最低賃金審議会答申— 山形県特定（産業別）最低賃金引上げ！ 《4つの産業すべて 15円UP》

山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみ あきら}山上 朗 弁護士）は、10月24日（月）地域別最低賃金（山形県は717円（10月7日発効））を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金をいずれも15円引上げるよう山形労働局長（局長：^{あいうらりょうじ}相浦亮司）に答申しました。（4つの産業の答申内容は、（別表）のとおり。）

今後、山形労働局は、答申内容の公示等を行い、本年12月25日から効力が発生するよう諸手続きを行う予定です。

山形地方最低賃金審議会は、本年8月10日山形労働局長から「山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、それぞれの産業毎に設置された専門部会で、慎重に審議され答申がまとめられたものです。

(別表)

特定最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額（引上げ率）
一般産業用機械製造業《略称》	798円（783）	15円（1.92%）
電気機械器具製造業《略称》	782円（767）	15円（1.96%）
自動車・同附属品製造業	797円（782）	15円（1.92%）
自動車整備業（整備士に限る）	801円（786）	15円（1.91%）

【注意】正式な「特定（産業別）最低賃金の件名」及び「適用する使用者の範囲」「適用除外労働者」は、山形労働局ホームページでご確認ください。